

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第32号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第7号に掲げる保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を<u>提出させ、その提出を受けたときは遅滞なく当該保証をした金融機関との間に保証契約を締結するものとする。</u></p> <p>(<u>入札保証金の還付</u>)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第30条の4 特例政令第6条の規定による公告は、第7条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して40日前(一連の調達契約(特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。)のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、<u>24日前</u>(最初の契約に係る公告において当該契約以外の契約に係る公告を<u>24日</u></p>	<p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第7号に掲げる保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を<u>提出させるものとする。</u></p> <p>(<u>入札保証金等の還付</u>)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第30条の4 特例政令第6条の規定による公告は、第7条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して40日前(一連の調達契約(特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。)のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、<u>10日前</u>(最初の契約に係る公告において当該契約以外の契約に係る公告を<u>10日</u></p>

前までに行う旨を公告した場合に限る。)) までに行うものとする。ただし、急を要する場合においては、10日前までとする。

2 (略)

(新設)

(新設)

前までに行う旨を公告した場合に限る。)) までに行うものとする。ただし、急を要する場合においては、10日前までとする。

2 (略)

3 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件の1又は2以上に該当するときは、第1項本文に規定する期間(同項本文括弧書きに規定するものを除く。次項において同じ。)から該当する条件の数に5を乗じて得た日数を減じた期間に短縮することができる。

(1) 電子入札システムを使用して公告を行うとき。

(2) 入札をしようとする者が電子入札システムを使用して特例政令第8条に規定する文書と同等の内容を記録した電磁的記録を入手することができるとき。

(3) 入札をしようとする者が電子入札システムを使用して入札を行うことができるとき。

4 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、商業上の物品等又は特定役務(政府調達に関する協定第1条(a)に規定する商業上の物品又はサービスをいう。)の調達のために締結する特定調達契約に係る一般競争入札については、第1項本文に規定する期間を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に短縮す

(指名競争入札の公告等)

第30条の5 (略)

2 前条の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第1項本文中「第7条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「一般競争入札に」とあるのは「指名競争入札に」と読み替えるものとする。

3 前条第1項の規定は、特定調達契約に係る第21条第2項の規定による通知について準用する。この場合において、前条第1項本文中「第7条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「一般競争入札に」とあるのは「指名競争入札に」と読み替えるものとする。

(契約保証金に代わる担保)

第34条の2 (略)

ることができる。

(1) 前項第1号及び第2号に該当するとき 入札期日の前日から起算して13日前まで

(2) 前項各号のいずれにも該当するとき 入札期日の前日から起算して10日前まで

(指名競争入札の公告等)

第30条の5 (略)

2 前条の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第1項本文中「第7条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「一般競争入札に」とあるのは「指名競争入札に」と、前条第4項各号列記以外の部分中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と読み替えるものとする。

3 前条第1項、第3項及び第4項の規定は、特定調達契約に係る第21条第2項の規定による通知について準用する。この場合において、前条第1項本文中「第7条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「一般競争入札に」とあるのは「指名競争入札に」と、前条第4項各号列記以外の部分中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と読み替えるものとする。

(契約保証金に代わる担保)

第34条の2 (略)

2 (略)

3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは遅滞なく当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結するものとする。

4 (略)

(契約保証金の免除)

第35条 (略)

(1) 契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したうえ、当該契約に係る保険証券を管理者に提出したとき。

(2)~(7) (略)

(契約保証金の充実に伴う処置)

第36条 契約保証金(第34条の2第1項の規定によりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、契約に伴う一切の損害賠償に充てることができる。この場

2 (略)

3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面(当該保証事業会社が電子証書(保証事業会社が作成する保証を証する電磁的記録をいう。以下同じ。))を作成し、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築された場であって、保証事業会社が保証に係る情報を表示することを常態とするものにおいて当該電子証書を表示させた場合にあつては、当該電子証書を閲覧するために必要な情報)を提出させるものとする。

4 (略)

(契約保証金の免除)

第35条 (略)

(1) 契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したうえ、当該契約に係る保険証券又は当該保険の内容を証する電磁的記録若しくは当該電磁的記録を用紙に出力したものを管理者に提出したとき。

(2)~(7) (略)

(契約保証金等の充実に伴う処置)

第36条 契約保証金又は契約保証金の納付に代えて提供された担保は、契約に伴う一切の損害賠償に充てることができる。この場合において、過不足を生じた

合において、過不足を生じたときは、剰余金を還付し又は不足額を追徴するものとする。

(契約保証金の還付等)

第37条 (略)

2 (略)

ときは、剰余金を還付し又は不足額を追徴するものとする。

(契約保証金等の還付等)

第37条 (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)